

平成 24 年第 2 回臨時
夕張市議会会議録
平成 24 年 5 月 15 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
第 2 議案第 1 号 財産の無償貸付について
第 3 議案第 2 号 財産の取得について
第 4 議案第 3 号 財産の処分について
第 5 議案第 4 号 指定管理者の指定について
第 6 報告第 1 号 専決処分の承認を求めること
について
第 7 専決処分の報告について

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

- 事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。
●議長 高橋一太君 ただいまから平成 24 年第 2
回臨時夕張市議会を開会いたします。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全
員であります。

●議長 高橋一太君 これより、本日の会議を開
きます。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 118 条の規定により

大山議員

小林議員

を指名いたします。

●議長 高橋一太君 日程に入ります前に、事務
局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、
地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに
応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の
職氏名は、お手元に配付しておりますプリントのと
おりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君
教育委員会委員長

氏家孝治君
農業委員会会長 山田昇君
監査委員 松倉紀昭君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 清水敬二君
理事 高畠信次君
まちづくり企画室長

熊谷禎子君
まちづくり企画室主幹

佐藤学君
まちづくり企画室主幹

上田晃弘君
総務課長 及川憲仁君
総務課主幹 平塚浩一君
総務課主幹 佐藤喜樹君
総務課主幹 谷口将太君
財務課長 石原秀二君
財務課税務担当課長

	三 浦 護 君
財務課主幹	押野見 正 浩 君
財務課主幹	大 島 琢 美 君
産業課長	木 村 卓 也 君
産業課主幹	朝 日 敏 光 君
産業課主幹	茅 野 裕 喜 君
建設課長	細 川 孝 司 君
建設課建築住宅担当課長	
	中 港 康 裕 君
建設課主幹	熊 谷 修 君
建設課主幹	近 野 正 樹 君
建設課主幹	細 木 良 一 君
建設課主幹	大 森 世志英 君
上下水道課長	天 野 隆 明 君
上下水道課技術担当課長	
	小 林 正 典 君
上下水道課主幹	阿 部 和 之 君
市民課長	芝 木 誠 二 君
市民課主幹	千 葉 葉津乃 君
市民課主幹	小 松 政 博 君
市民課主幹兼南支所長	
	清 野 敦 子 君
保健福祉課長兼福祉事務所長	
	池 下 充 君
保健福祉課主幹	武 藤 俊 昭 君
保健福祉課主幹	角 直 剛 君
会計管理者兼出納室長	
	寺 江 和 俊 君
消防長	鷺 見 英 夫 君
消防次長	増 井 佳 紀 君
消防本部管理課長	
	石 黒 友 幹 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長	小 林 信 男 君
教育課長	秋 葉 政 博 君
教育課社会教育担当課長	
	古 村 賢 一 君

教育課主幹	鈴 木 茂 徳 君
教育課主幹	西 岡 博 幸 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長	朝 日 敏 光 君
------	-----------

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長	竹 下 明 洋 君
------	-----------

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長	竹 下 明 洋 君
主査	熊 谷 正 志 君
主査	志 茂 隆 君

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

はい、小林委員長。

●小林尚文君（登壇） ただいまから、平成 24 年第 2 回臨時市議会の運営に関し、先に議会運営委員会を開催し協議した結果についてご報告申し上げます。

本臨時会に付議されます案件につきましては、当初、議案 3 件、報告 2 件の計 5 件でありましたが、議案の追加が 1 件ありましたので、合わせて計 6 件となるものであります。

これらの取り扱いにつきまして協議した結果、この案件は即決することとし、会期につきましては本日 1 日間と決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日 1 日間と決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、議案第 1 号財産の無償貸付についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 1 号財産の無償貸付について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、旧幌南中学校の活用について本年 4 月 25 日付けで一般社団法人パレットファームの活用提案を採用したところでありますが、事業実施に向けた必要な諸手続きが完了しましたことから、夕張市有財産活用基本方針に基づき同社に対し夕張市南部夕南町 18 番地所在の旧幌南中学校の建物及び土地を無償で貸付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 2 号財産の取得についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 2 号財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、財政再生計画に基づき夕張市土地開発公社が保有している丁未 1 番ほか 69 筆、86 万 3, 329. 26 平方メートルの公有地で、すでに共用を開始している土地を取得しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 3 号財産の処分についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 3 号財産の処分について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市農産物処理加工センター等の 3 施設であります農産物処理加工センター第 1 工場、第 2 工場及びめろん城公園施設の観光物産センターについて売却先の公募を行い、株式会社ベースクリエートをその処分先として決定したことから、同社に対し当該施設を売却、無償譲渡及び無償貸付けすることについて、夕張市財産条例第 2 条及び地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 5、議案第 4 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 4 号指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、市内平和に設置のゆうばりはまなす会館につきまして、現指定管理者である NPO 法人当別町青少年活動センターゆうゆう 24 より現地職員による新法人を設立し、当該法人に管理を行わせたい旨の申し出があったことから、これまでの管理運営実績等を踏まえ、現指定管理者の指定残存期間において一般社団法人らぶらすをゆうばりはまなす会館の指定管理者として指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 6、報告第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたしま

す。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 1 号専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、夕張市税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分によって定めたものであります。

改正の主な内容につきましては、固定資産税に係る各特例措置の適用年度が延長されたことのほか、住宅用地に係る調整措置特例を平成 26 年度の廃止に向け、段階的に調整を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを承認することに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 7、報告第 2 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 2 号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、本年 2 月 28 日、末広 2 丁目の市道末広 2 丁目住宅区画線において市除雪車が排雪作業を行っていた際、その投雪が付近に駐車していた車両に損害を与えたことに対する損害賠償額を定めること

について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により
専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わ
ります。

●議長 高橋一太君 以上で、本日の日程はすべ
て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 これをもって第 2 回臨時夕
張市議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 46 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 大 山 修 二

夕張市議会 議 員 小 林 尚 文